ロ　法第十七条の三十六第四項第九号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型介護予防サービスを行う事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の名称及び所在地

ハ　当該事業の開始の予定年月日

二　法第十七条の三十六第四項第九号ハの地域密着型介護予防サービスの種類が介護予防小規模多機能型居宅介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第九号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ　法第十七条の三十六第四項第九号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型介護予防サービスを行う事業の一部を行う拠点を有するときは、当該拠点を含む。）の名称及び所在地

ハ　当該事業の開始の予定年月日

**第三十二条**　法第十七条の三十六第四項第十号ニの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十七条の三十六第四項第十号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

二　法第十七条の三十六第四項第十号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に同号に掲げる事項に係る第一号事業の一部を行う拠点を有するときは、当該拠点を含む。）の名称及び所在地

三　当該事業の開始の予定年月日

（法第十七条の三十六第四項第六号に掲げる事項に関する同意）

**第三十三条**　認定市町村は、法第十七条の三十六第十一項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、地域住宅団地再生事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。

（新設）

（新設）

一　法第十七条の三十六第四項第六号ハの居宅サービスの種類が訪問介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第六号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ　当該実施主体の登記事項証明書又は条例等

ハ　法第十七条の三十六第四項第六号ロの事業所の平面図

ニ　利用者の推定数

ホ　当該事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びにサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴

ヘ　運営規程

ト　利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

チ　当該居宅サービスを行う事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

リ　介護保険法第七十条第二項各号（病院、診療所若しくは薬局により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、同項第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書」という。）

二　法第十七条の三十六第四項第六号ハの居宅サービスの種類が訪問入浴介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第六号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ　当該実施主体の登記事項証明書又は条例等

ハ　法第十七条の三十六第四項第六号ロの事業所の平面図並びに設備及び備品の概要

ニ　当該事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

ホ　運営規程